

西 監 発 第 56 号

平成 21 年 9 月 11 日
(2009 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	大川原	成彦
同	木村	嘉三郎
同	村西	進
同	阿部	泰之

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

平成 21 年(2009 年) 8 月 17 日付で收受しました「西宮市職員措置請求書」については、9 月 4 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法（以下「法」という。）上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1. 請求の内容

平成 21 年(2009 年) 8 月 17 日付で收受しました「西宮市職員措置請求書」の請求要旨は、以下の通りです。

市長は、A 社（以下、「開発者」という。）に対して都市計画法第 29 条に基づく開発行為の許可 [開 1 5 号(20)]を与えた。開発者が開発区域内に新設する水路及び同水路敷きと、西宮市所有の現行水路敷きの交換が、本開発計画の大前提となっており、等価交換する旨の同意協議書が締結されている。

工事計画では、新設水路設置工事と現行水路敷き埋め立て造成工事がほぼ同時期に平行して実施され、新設水路工事完了までの間、開発者の責任で仮設水路が設置されることになっている。工事期間は、着工後約 2 年以上かかることが予定されている。

都市計画法第 40 条（公共施設に供する土地の帰属）の規定によれば、新設水路が西宮市の所有になった翌日に現行水路の所有権が開発者に移転される。

ところが、新設水路が未完成の状態であるにもかかわらず、現行水路機能の損傷・破壊をもたらす開発行為が含まれており、予備的にも財産管理の怠る事実がある。また、仮設水路は都市計画法第 33 条に定める排水施設としての技術基準の適用外になっている。

以上のことから、監査委員が市長に対し、以下の勧告をすることを要求する。

- (1) 新設水路が完成し引渡しを受けるまで、現行水路が有する公共物としての用途・機能を阻害する一切の開発行為を許可してはならない。
- (2) 現行水路が開発者に引き渡されるまでは、西宮市の公有財産の財産権を脅かす行為を開発者に一切させてはならない。
- (3) 仮設水路は都市計画法の安全・技術基準に不適合の私有財産であり、正規の水路の代替物にはなり得ないので、その設置を許可してはならない。
- (4) (1)乃至(3)の内容を盛り込んだ同意協議書を別途締結すること。

2. 監査委員の判断

甲陽園東山町における開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、平成 20 年 8 月 27 日付けで、西宮市が開発者に対して開発許可を行ったものです。

開発区域内にある既存水路及び水路敷きと、開発者が新設する水路及び底地の交換は、都市計画法第 40 条第 1 項に基づいたもので、都市計画法において道路や水路等の公共施設を整備する義務を開発者に課したことと関連して、代替的な機能を有する公共施設が設置される場合には、その敷地と従前の敷地が当然に交換されるものとして整理することが、事務処理の上で便宜であると考えられるため、国有財産法及び地方公共団体の財産の処分に関する法令について特例を定めたものである、とされています。

したがって、地方自治法を含む「地方公共団体の財産の処分に関する法令」の特例として、都市計画法に基づき、既存水路と開発者が設置する代替的な機能を有する公共施設たる新設水路が交換され、すなわち付け替えが行われるので、違法若しくは不当な事実はないものと考えられます。

また、仮設水路は工事期間中に一時的に設置され、使用される仮の水路に過ぎず、工事完了後、新設水路が西宮市に帰属することになります。請求人は、「仮設水路は、都市計画法第 33 条規定の安全基準・技術基準に不適合の私有財産であって、正規の水路の代替物にはなり得ない。」と主張していますが、それによって市が被る損害の内容が明らかにされていません。

請求人が、「監査委員が市長に対し、以下の勧告をすることを要求する。」とした(1)から(4)までは、事実上、開発行為若しくは開発許可を否定するもので、都市計画法そのものの立法論議になっています。また、請求人が請求している措置内容は、財務会計上の行為でないことから、住民監査請求の対象となりません。

以上によって、本件職員措置請求は法第 242 条に規定する住民監査請求としては不適法であり、住民監査請求の対象とはなりません。